

(午後四時閉会)

機密院

7  
財政法案帝國議會へ提出の件外一件審査委員会

昭和二十二年三月十三日(木曜日)枢密院事務所において開会

出席者

清水議長

審査委員長

潮副議長

審査委員

電答

完

林(穩)顧問官

河原顧問官

大平顧問官

河本顧問官

西野顧問官

小坂顧問官

國秀大臣

石橋大藏大臣

説明員

佐藤法制局次長

宮内法制局事務官

岩動法制局事務官

池田大藏次官

野田大藏省主計局長

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時二十分钟開會)

潮委員長開会を宣ん。財政法案及び会計法改正法律案を議題に供す。石橋大藏大臣より説明があり終つて審議に移る。

林(頼)委員より(一)財政法案の第二條に收入を定義して、國の各般の需要を充たすたり「」とあるが、不要ではないか、これを逆に言え、國の各般の需要を充たすため以外に支拂があるか。(二)國会に暫定予算を提出する暇がない場合、暫定予算が審議未了又は否決された場合の如き、予算不成立を救い得るか。(三)継続費の規定は設けなかつたのが諸点につき問ひ。野田大藏省主計局長より、(一)例え、大藏省証券の発行による收入の如きは、一時の金繩の意味で、収入の観念に入らぬものがあるが、収入についても本案の如き定義を設けた。(二)この問題は寧ろ憲法問題と思う。實際上暫定予算は、前年度予算の中の何分の一かを抽出したものである場合が多いので、暫定予算作成の困難は殆どない、然し、御説の如き場合がないことを保証難く、その場合には、改正憲法の規定上は行き詰ることとなる。

で、國会と内閣との健全なる良識に基く協調に  
よつて打開の途を講ずるゝ外はないものと思  
う。(三)改正憲法に継続費の根據規定はないが、そ  
の觀念を排除するものではないと解せられる。  
從て憲法第八十六條ではなくて、第八十五條の  
國費を支出し——とあるのを根據としたいと  
考える旨の答弁があつた。

次に西野委員より、財政法案第二十六條の趣旨  
について問い合わせ、野田大藏省主計局長より、國会裁  
判所及び会計検査院の三個の独立機関に対し  
ては、その予算を行政機関たる内閣が把握する  
ことは、その独立性を侵すものとの論があつた  
が、又内閣に予算編成権がある以上、査定権をも  
有するとの反対論もあり、本案の如き調整案に  
落着した旨の答弁があつた。

河原、河本の両委員より、会計法改正法律案第二  
十五條につき、小切手に一々認証を要すること  
ととしては、實際上極めて煩雑であり、國の支出が  
從來より一層遲延する惧れがある、俸給の支拂  
の如き定例的なものについて、除外する考え方は

ないかとの間に對し、野田大藏省主計局長より、  
その考え方はない旨答弁があつた。

その他兩件につき若干の質疑應答あり、終つて、  
委員長より政府側の退席を求め、委員協議の結  
果、全会一致可決すべき旨議決した、よつて潮委  
員長本日はこれ迄とし、閉会を宣す。

(午後二時四十五分閉会)

両院の議決を経た國会法案審査委員会

昭和二十二年四月二日(水曜日)枢密院事  
務所において開会

出席者

清水議長

潮副議長

審査委員長

林(賴)顧問官

審査委員